

第三十一号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「一八、四二九人」を「一八、八二七人」に改め、同表二の項を次のように改める。

二 公営企業の職員

イ 交通事業（高速電車事業及び電気事業を含む。） 六、七〇二人

ロ 水道事業 三、六三三人

ハ 下水道事業 二、五二一人

計 一二、八五六人

第二条第一項の表四の項中「六二人」を「六三人」に改め、同表七の項中「七一九人」を「七四一人」に改め、同表合計の項中「三二、四五六人」を「三二、七五六人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改めるほか、東京都工業用水道条例を廃止する等の条例（平成三十年東京都条例第百号）の施行による東京都

公営企業組織条例（昭和二十七年東京都条例第八十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。